

理系出身者への法科大学院奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中辻創智社（以下「当財団」という。）の定款第4条第1項第2号の規定に基づき理系出身者への法科大学院奨学金（以下「奨学金」という。）の給付を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 当財団の奨学生となる者は、申請時に40歳以下の者で、日本の法科大学院在籍者もしくは次年度進学予定者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 理系分野の大学学部を卒業した者
 - (2) 理系分野の大学院修士課程もしくは博士課程を修了または中退した者
- 2 当財団の理事、監事、評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者は出願資格を持たないものとする。
- 3 理系分野とは、第一義的には「自然科学」に分類される学問分野を指すが、心理学に代表される文系と理系の境界領域にある学問分野及び学際領域についても出願資格を認めるものとする。

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限（最長3年）とする。司法試験実施時期を考慮し、卒業後の4ヶ月も給付を継続する。

- 2 第10条第2項により奨学金を休止している者のうち、経済的困窮度が高く支援の必要性があると認められる者について、理事会での決議を経て、前項の期間とは別に留年中の1年間、奨学金を給付することができる。
- 3 第1項の期間中に給付する奨学金の額は、月額3万円とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生出願手続き)

第4条 奨学金の給付を志願する者は、定められた期日内に、次の各号に掲げる書類を当財団へ提出して出願するものとする。

- (1) 奨学生願書
- (2) 推薦状1通
- (3) 学業成績証明書（出身理系分野のもの。2年生以上の法科大学院在籍者については法科大学院のものも必要）

- (4) 理系分野の学位取得証明書
- (5) 在学証明書（法科大学院在籍者のみ）
- (6) 国家資格等の資格免許写し（該当者のみ）

（奨学生の選考基準）

第5条 奨学生の選考及び審査は、次に掲げる基準に基づき、総合的に評価して行うものとする。

- (1) 理系分野の学問的素養が高いこと
- (2) 法曹への志が高く、人格面に問題がないこと
- (3) 学修に意欲があり、法科大学院卒業及び司法試験合格が見込めるここと
- (4) 学資金について経済的支援の必要性が認められること

（奨学生の採用）

第6条 奨学生の採用は、人材育成選考委員会による一次選考（書類審査）及び二次選考（面接）を経て、同委員会による選考会にて決定し、その結果を本人に通知する。

- 2 奨学生採用決定を受けた法科大学院在籍者は、住民票及び口座届出書を提出するものとする。
- 3 奨学生採用決定を受けた法科大学院進学予定者は、法科大学院入学後に住民票及び在学証明書、口座届出書を提出するものとする。

（奨学金の給付）

第7条 奨学金は、本人名義の金融機関口座へ四半期毎に送金するものとする。ただし、特別な事情がある場合、その年度の給付予定残額の一括受給を申請することができる。

- 2 法科大学院在籍者を採用した場合、初回四半期分の奨学金は遡及しないものとする。

（学業成績の報告）

第8条 奨学生は、新年度2ヶ月以内に前年度の学業成績証明書および在学証明書を当財団に提出しなければならない。

- 2 卒業生は、卒業後2ヶ月以内に前年度の学業成績証明書および卒業証明書を当財団に提出しなければならない。
- 3 奨学生および卒業生は、司法試験に合格した場合、当財団に報告しなければならない。

（届出義務）

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当財団へ届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき

- (2) 留年したとき
- (3) 停学やその他処分を受けたとき
- (4) 氏名および住所、連絡先に変更があったとき
- (5) 採用された進学予定者が進路を変更したとき

(奨学生の休止)

- 第 10 条 奨学生が休学した場合、奨学生の給付を停止する。
- 2 学業成績不振により留年した者のうち、次年度の進級が見込めると認められる場合、奨学生の給付を停止する。
- 3 前各号のほか、停止の必要があると当財団が認める場合、奨学生の給付を停止する。

(奨学生の復活)

- 第 11 条 前条の規定により奨学生の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学生の給付を復活することができる。

(奨学生の廃止)

- 第 12 条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学生の給付を廃止することができる。
- (1) 退学したとき
 - (2) 学業成績不振により留年し、次年度の進級が見込めないと認められたとき
 - (3) 停学の処分があったとき
 - (4) 怪我や疾病等で修了の見込みがなくなったとき
 - (5) 当財団への申請、報告、届出に虚偽があったとき
 - (6) その他、当財団が適当でないと認めたとき

(奨学生の辞退)

- 第 13 条 奨学生は、いつでも奨学生の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 則

(改廃)

- 第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

- 第 15 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は令和 3 年 12 月 3 日より施行する。(令和 3 年 12 月 3 日理事会決議)

附 則

この規程は令和 4 年 10 月 10 日より施行する。(令和 4 年 10 月 10 日理事会決議)

附 則

この規程は令和 4 年 12 月 5 日より施行する。(令和 4 年 12 月 5 日理事会決議)

第 15 条に記載する別の定め（別紙）

現在、細則の定めはない。